

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正理由

国立・国定公園において、地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」（自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上）の実現を図るため、自然公園法（昭和32年6月1日号外法律第161号。以下「法」という。）の一部が改正されました。（令和3年5月6日公布、令和4年4月1日施行）

県立自然公園においても、国立・国定公園と同様の制度導入等を行うこととし、岐阜県立自然公園条例の改正を行います。

2 主な改正点

（1）公園計画に定める事項の明確化等
<ul style="list-style-type: none">公園計画は、自然の風景地の保護とその適正利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定める。公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
（2）地域主体の自然体験アクティビティの法定化・手続の簡素化（新規制度）
<p>計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供やルール化など、関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え楽しみ方を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">市町村、事業者等からなる協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成し、計画の認定を受けて自然体験活動促進事業を行うことができる。協議会は、計画の作成のために必要な公園計画の変更を提案することができる。計画の認定を受けた場合は、事業の実施に必要な許可等の手続が不要となる。計画の認定を受けた者が虚偽報告等をした場合は、30万円以下の罰金に処する。
（3）地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化（新規制度）
<p>計画に基づく廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一など、関係者が一体となった自然と調和した街並みづくりを促し、自然公園における魅力的な環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">市町村、旅館事業者等からなる協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成し、計画の認定を受けて利用拠点整備事業を行うことができる。協議会は、計画の作成のために必要な公園計画の変更、公園事業の決定及び変更を提案することができる。計画の認定を受けた場合は、事業の実施に必要な許認可等の手続が不要となる。計画の認定を受けた者が虚偽報告等をした場合は、30万円以下の罰金に処する。
（4）野生動物（鳥類、哺乳類）に対する餌やり等の規制（規制の新設）
<p>クマ・サルなどの野生動物に対する餌付けや接近行為等を規制し、自然公園利用者への人身被害等を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none">特別地域及び集団施設地区内の規制対象行為として、野生動物に「餌を与えること」、「著しく接近すること」、「つきまとうこと」を追加する。（※規制対象行為は規則で定める）

(5) 違反行為に対する罰則の引上げ（既存の規制の厳罰化）

違法な工作物の設置や木竹の伐採・損傷など、自然環境に不可逆的な悪影響を与え、風致等の維持に重大な影響を生じさせるものに対し、罰則を引き上げ、規制の実効性を確保する。

- ・特別地域の行為規制に違反した場合の罰則を引き上げる。

懲役：6月以下 → 1年以下 罰金：50万円以下 → 100万円以下

(6) 公園事業の承継対象範囲の拡大

- ・公園事業者が国及び地方公共団体以外の者に公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が知事の承認を受けたときは、公園事業者の地位を承継する。

(7) 公園管理団体の指定要件等の緩和

- ・公園管理団体の業務を「行うもの」と「行うことができるもの」に区分し、指定要件を「行うもの」に緩和する。

「行うもの」

- ①風景地保護協定に基づく自然風景地の管理その他の自然風景地の保護
- ②自然公園内の施設の補修その他の維持管理 ③これらに附帯する業務

「行うことができるもの」

自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する

- ④情報、資料の収集、及び提供 ⑤必要な助言及び指導 ⑥調査及び研究
- ⑦これらに附帯する業務